

事務局説明資料（1）

2022年6月27日

內閣府 知的財産戦略推進事務局

1. 知的財産推進計画2022について

2. 知財・無形資産ガバナンスガイドライン の普及活動の状況

- コロナ後のデジタル・グリーン成長による経済回復戦略を進める中で**企業の知財・無形資産の投資・活用が鍵**
- 米国では**企業価値の源泉が無形資産**に変わる中、**日本ではその貢献度が低い**
- **知財・無形資産による差別化により、マークアップ率を引き上げることが、成長と分配の好循環のために重要**

グローバルな競争環境の変化

■ 技術をいかに機動的かつスピーディーにグローバルに社会実装させるかの“**イノベーション・スピード競争**”へ

⇒従来のプレイヤーだけでは対応できず、イノベーション創出のプレイヤーの多様化(個人・スタートアップなど)が急務

■ **デジタル空間の技術パラダイムの転換**

⇒Web3.0時代の到来。日本の豊富なコンテンツを活用してデジタル経済圏を拡大する機会
⇒メタバース等のデジタル空間における知財の権利保護の在り方の検討が急務

■ 熾烈な**技術覇権・国際連携競争と経済安全保障**

⇒国際市場獲得・経済安全保障実現に向け、標準戦略が死活的に重要に

■ 新たな知財“**データ**”のガバナンスへの関心の高まり

⇒データ利活用のルール形成を巡る主導権争い

日本のイノベーション競争力の後退

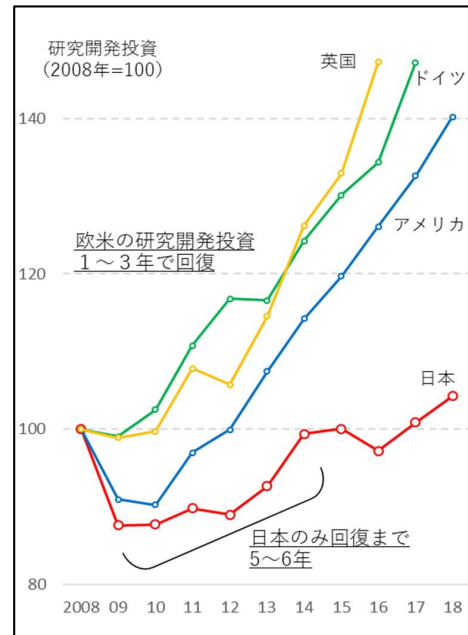
イノベーションのランキングで日本は13位と低い評価

WIPOF「グローバルイノベーション指数2021」 ※2007年は4位
米国:3位、英国4位、韓国5位、ドイツ10位、フランス11位、中国12位

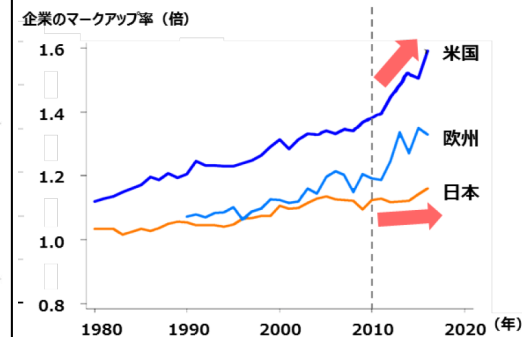
企業の市場価値に占める無形資産価値の割合



企業の研究開発投資額



先進国企業のマークアップ率の推移



1. スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化

- ・スタートアップが知財対価として株式・新株予約権を活用しやすい環境整備
- ・大学における事業化を見据えた権利化の支援
- ・大学等における共同研究成果の活用促進
- ・「大学知財ガバナンスガイドライン（仮称）」の策定と大学への浸透 等

2. 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化

- ・企業の開示・ガバナンス強化と投資家の役割の明確化

3. 標準の戦略的活用の推進

- ・官民一丸となった重点的な標準活用推進 等

4. データの活用促進

- ・データ取扱いルール実装の推進 等

5. デジタル時代のコンテンツ戦略

- ・Web3.0時代を見据えたコンテンツ戦略
- ・デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革 等

6. 中小企業／地方（地域）／農林水産業分野の知財活用強化

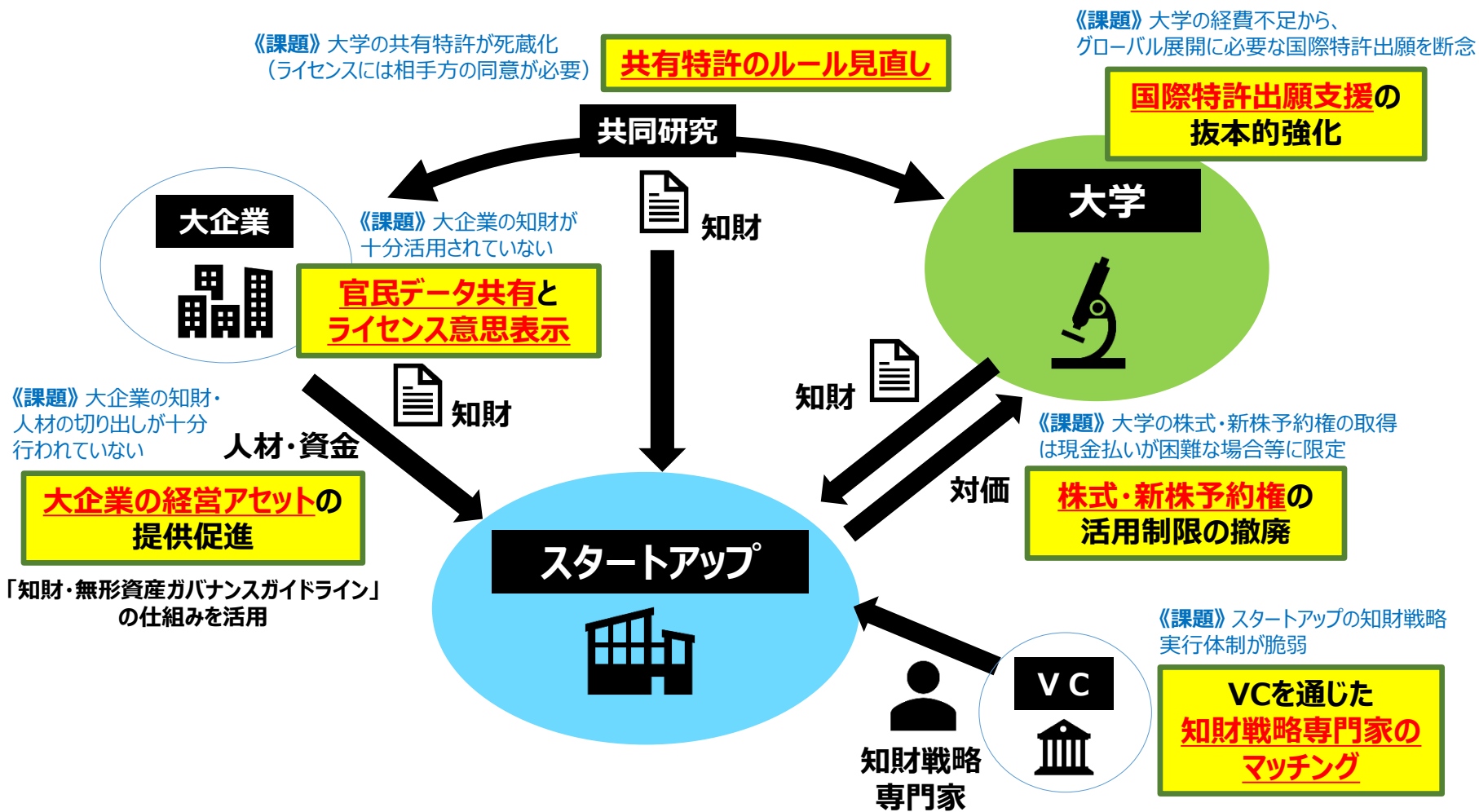
- ・中小企業の知財取引の適正化 等

7. 知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化

8. アフターコロナを見据えたクールジャパンの再起動

スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化①

- ▶ スタートアップが、大学・大企業の保有する知財をフルに活用し、事業化につなげられる環境整備に向け、知財対価としての**株式・新株予約権の活用制限の撤廃**、**共有特許のルール見直し**、**国際特許出願支援の抜本的強化**などを措置
- ▶ 大学の知財の事業化に向け、強い権利の取得やライセンスの促進など、スタートアップ・フレンドリーな知財マネジメントを浸透させるための**大学知財ガバナンスガイドライン(仮称)**を策定



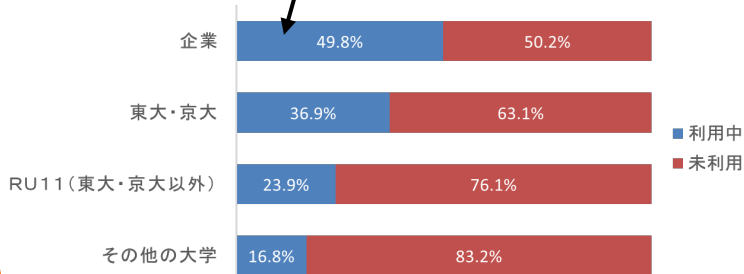
大学における共同研究成果の活用促進

大学が共有特許をスタートアップなどの第三者にライセンスするには、企業の許諾が必要で、十分活用できていない。

⇒共有先企業が一定期間正当な理由なく不実施の場合に、**大学が第三者にライセンス可能とするルール作り**
大学の交渉力を高めるための**知財関連財源の充実**

大学保有特許権の利用状況

うち他社への実施許諾件数の割合は、12.6%



※大学の「利用中」は、他社への実施許諾件数の割合

大学



共同研究



企業

特許出願・維持費用を
負担

成果

共同研究成果の活用
状況の開示促進

大学の
単独特許

大学・企業の
共有特許

特許法上、共有特許は、**他の共有者の同意**を得なければ、**他人に通常実施権を許諾することができない** (73条3項)

スタートアップ等による
活用促進

活用進まず

共有特許のルール
見直し

スタートアップが株式・新株予約権を 活用しやすい環境整備

国立大学等による株式・新株予約権の取得については、スタートアップの資力要件等の制限がある。

⇒国立大学等が、知財移転の対価としてスタートアップの株式・新株予約権を取得しやすい環境を整備するため、資力要件等の**各種制限を撤廃**

国立大学等による株式・新株予約権の取得が可能となる場合

平成30年

科技イノベーション活性化法

- ・資力その他の事情を勘案
- ・支援を無償又は対価を時価よりも低く定めること等の措置

平成29年
文科省通知

対価を現金により
支払うことが困難

大学 (法人) 発ベンチャー	大学 (法人) 発ベンチャー以外
	?

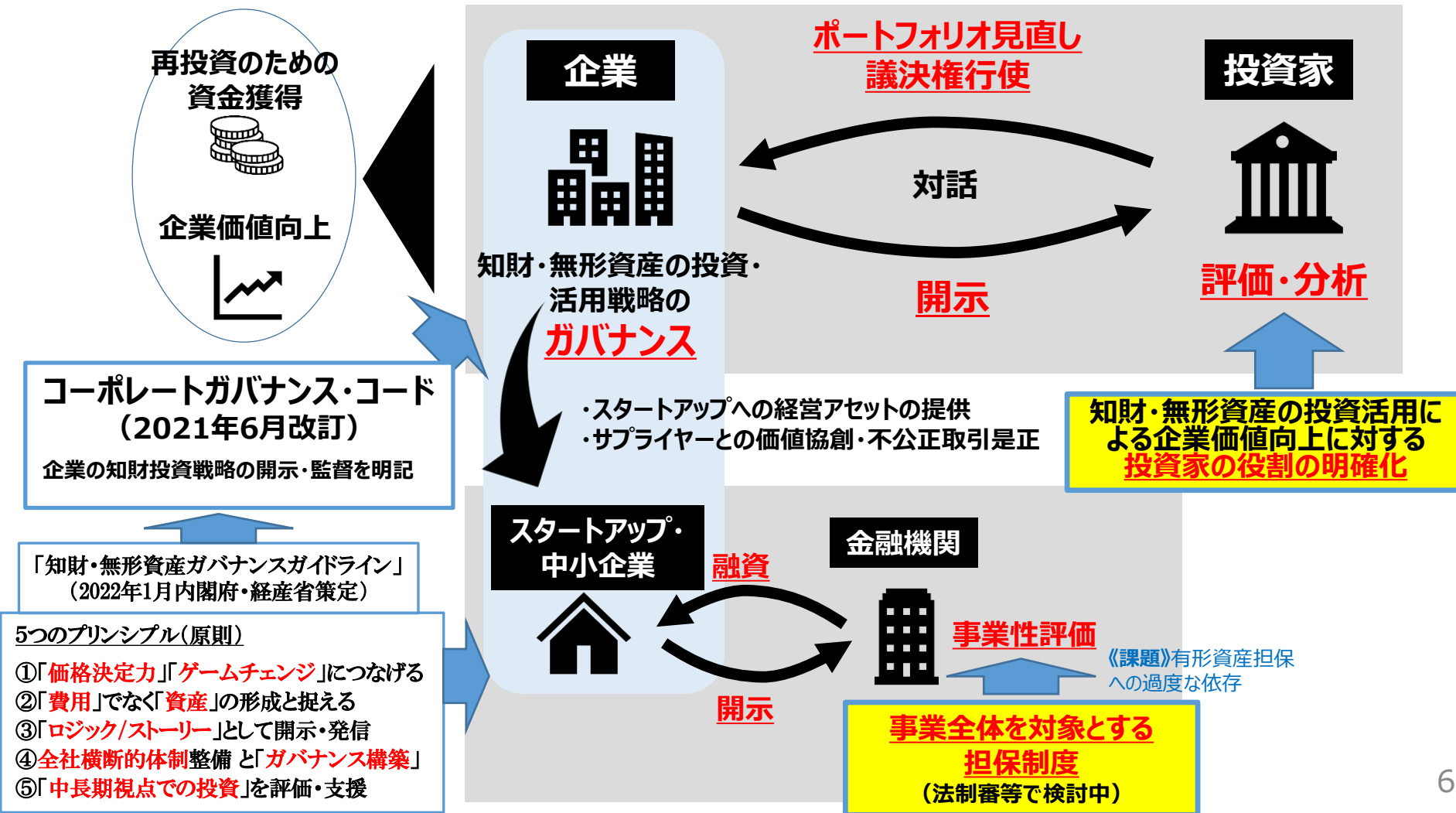
高
↑
資力
↓
低

各種制限を撤廃

※青塗は、国立大学等が株式・新株予約権を取得できる部分

知財・無形資産の投資・活用促進【概要】

- 日本企業の知財・無形資産投資が不足。コーポレートガバナンス・コード見直しによる企業の開示・ガバナンス強化に加え、**投資家の役割を明確化**することにより、知財・無形資産の投資・活用を促進
- 中小企業が知財・無形資産を活用した融資を受けられるよう、**事業全体を対象とする担保制度の創設**を検討



2. 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化

(現状と課題)

<コーポレートガバナンスの仕組みの活用>

競争力の源泉としての知財・無形資産の重要性が高まっている中、日本は、諸外国に比べて、将来の成長に必要な知財・無形資産への投資が圧倒的に不足している。また、日本企業は、投資家との対話の中で、自社の強みとなる知財・無形資産の価値やこれを活用したビジネスモデルの成長可能性を十分にアピールできておらず、そのことが企業価値低迷の一因となっている面があるのではないかと指摘がある。このため、企業が知財・無形資産の投資・活用の重要性を認識し、知財・無形資産に対して積極的に投資し、活用することを促すためには、企業がどのような知財・無形資産の投資・活用戦略を構築・実行しているかをより一層見える化し、こうした企業の戦略が投資家や金融機関から適切に評価され、より優れた知財・無形資産の投資・活用戦略を構築・実行している企業の価値が向上し、更なる知財・無形資産への投資に向けた資金の獲得につながるような仕組みを構築することが重要である。

こうした中、2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂において、知財投資戦略についての開示や取締役会における監督について盛り込まれた。これを踏まえ、企業がどのような形で知財・無形資産の投資・活用戦略の開示やガバナンスの構築に取り組みば、投資家や金融機関から適切に評価されるかについて、分かりやすく示すために、2022年1月に「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」が公表された。

「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」は、知財・無形資産の投資・活用のための5つのプリンシプル（原則）と7つのアクションを提示している。すなわち、5つのプリンシプル（原則）としては、企業側に対して、1）知財・無形資産を「価格決定力」「ゲームチェンジ」につなげること、2）知財・無形資産を「費用」でなく「資産」の形成と捉えること、3）知財・無形資産の投資・活用戦略を「ロジック／ストーリー」として開示・発信すること、4）知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行のために全社横断的体制整備と「ガバナンス構築」を行うこと、投資家・金融機関側に対して、5）「中長期的視点での投資」を評価・支援することを提示している。

また、企業が具体的にとるべき対応として、1）現状の姿の把握、2）重要課題の特定と戦略の位置づけ明確化、3）価値創造ストーリーの構築、4）投資や資源配分の戦略の構築、5）戦略の構築・実行体制とガバナンス構築、6）投資・活用戦略の開示・発信、7）投資家等との対話を通じた戦略の錬磨、といった7つのアクションを提示している。

2. 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化

(現状と課題)

欧米の企業の中には、例えば、研究開発投資の規模や方針等について、その償却年数と合わせて示すことで、投資回収時期の判断材料を提供するなど、定量的な開示を行うことで、投資家から高い評価を得ているものもある。今後、知財・無形資産の投資・活用が促進されていくためには、企業の経営陣や社内の幅広い部門の関係者が、改訂されたコーポレートガバナンス・コード及び「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の内容を十分に理解し、その趣旨に沿って、投資家や金融機関等と建設的な対話を実際に行っていくことが重要である。

そして、改訂コーポレートガバナンス・コード及び知財・無形資産ガバナンスガイドラインに基づく本格的な取組を企業に促すためには、企業が自らの対応について安易に「実施（comply）」と判断しない姿勢も重要である。こうした観点から、知財・無形資産ガバナンスガイドラインの策定に向けた議論が行われてきた「知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会」においては、2021年9月に、企業が本格的な知財・無形資産の投資・活用戦略の開示等に至っていないにもかかわらず「実施（comply）」という判断を行えば、投資家からは、不誠実な姿勢とみなされ、かえってネガティブな評価につながる可能性が高いことに留意すべきとする見解を公表している。

今後、改訂コーポレートガバナンス・コード及び「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」に基づく企業の取組状況が、資本・金融市場に対して明らかにされ、投資家や金融機関等が企業の取組を適切に評価できるようにする環境を整備することが重要であり、知財・無形資産の専門調査・コンサルティング会社等がそうした役割を担うことも期待される。

2. 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化

(現状と課題)

また、「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」を踏まえた企業の取組の好事例を収集・共有することも、企業の取組を促進する上で重要である。こうした企業の好事例に加え、経営環境の変化等を踏まえ、新たな知見や取組等も取り入れつつ、随時ガイドラインの見直しを行うことも重要である。

特に、成長と分配の好循環による持続可能な経済を実現する「新しい資本主義」の中で、スタートアップが付加価値を上げる切り札として期待されている中、日本企業はスタートアップのイノベーション能力を最大限活用し、スタートアップを成功させることが自社の成長や企業価値の向上につながるという意識を持つことが求められている。また、大企業が保有する知財が十分に活用されていないとの指摘がある中、企業は保有する知財の活用状況を的確に把握し、活用されていない知財はスタートアップに移転して活用につなげるなど、経営アセットとしての知財を的確にマネジメントすることが重要である。

このため、取締役会において、スタートアップのイノベーション機能の十分な活用や、保有する知財の活用状況等の観点から監督を行うとともに、投資家や金融機関に開示・発信することを促すため、「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の強化を検討することが重要である。

さらに、企業の知財・無形資産の投資・活用に向けた取組が促進されるためには、投資家が、企業の開示・発信した知財・無形資産の投資・活用戦略を適切に分析・評価し、企業との対話を通じて、投資ポートフォリオや議決権行使等に反映していくことが重要である。他方、近年の資本市場について見ると、個別企業の分析に基づく売買行動を原則行わないため、企業との対話の結果をポートフォリオの組み替えに反映することができない、いわゆるパッシブ投資が増加している。こうした資本市場の現状も踏まえつつ、企業が知財・無形資産の投資・活用による企業価値向上に取り組んでいく上で、投資家がどのようにその役割を果たしていくかが重要な課題である。このため、2021年に改訂されたコーポレートガバナンス・コードに知財投資についての開示や取締役会における監督が盛り込まれた趣旨も踏まえ、企業との対話を通じ知財・無形資産の投資・活用による企業価値向上を促すことについての投資家の役割を明確化するための方策が検討されることが必要である。

2. 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化

(現状と課題)

<中小企業・スタートアップの知財・無形資産の投資・活用>

中小企業やスタートアップにとっても、知財・無形資産の投資・活用戦略を構築・実行し、成長のために必要な資金獲得を目指していくことが重要な課題である。このため、中小企業やスタートアップが、担保財産について実態上、有形固定資産が中心になっている現状から解放されて、知財・無形資産とその活用方策を含む事業全体の価値が適切に評価され、投資家や金融機関がより資金を提供しやすい環境を整備することが重要である。

このため、中小企業・スタートアップにおいても、「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」を踏まえ、知財・無形資産の投資・活用戦略を構築・実行し、金融機関との対話を深めていくことが有効である。

また、金融庁の「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」が、事業性評価を踏まえて事業全体を対象とする新たな担保制度として「事業成長担保権（仮称）」の創設を提唱しており、現在、法制審議会担保法制部会において、事業全体を対象とする担保制度の可能性を含めて担保制度の見直しについて議論が進められている。こうした検討が引き続き進められ、その実現に向けた議論が深められていくことが重要である。

金融機関における事業性評価を支える手段のひとつとして、経営デザインシートを活用した経営戦略の明確化とそれに基づく企業経営者等との対話を行うことなども考えられ、既に経営デザインシートを活用している金融機関も存在する。経営デザインシートは、簡潔な様式を用いて、企業が自己固有の価値観・存在意義を確認し、社会に対して実現したい価値とそれを共創・共有する自他の将来像を明確化し、将来像と従来像とを比較することで現在の戦略を策定することを実践する上で有用である。

経営デザインシートについては、知的資産経営WEEK等を通じて広く活用を促すとともに、中小企業庁が2022年3月に公表した「中小企業伴走支援モデルの再構築について～新型コロナ・脱炭素・DXなど環境激変下における経営者の潜在力引き出しに向けて～」では、事業の成長、持続的発展を目指す中小企業、小規模事業者の経営者の自己変革力、潜在力を引き出し、経営力を強化・再構築することを目的として、経営の未来像を描くための支援ツールのひとつとして経営デザインシートが例示されており、未来を見据えた経営戦略の策定に活用されることで、中小企業の活性化が期待される。

2021年4月に示した価値デザイン経営の普及に向けた基本指針において言及しているように、すなわち、経営デザインシートは将来の価値を生み出す仕組み（価値創造メカニズム）をデザインするためのツールであり、各個人や各組織が経営デザインシートを活用して多様な価値を次々に生み出しては発信していくことが、価値デザイン社会の実現に繋がる。

2. 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化

(施策の方向性)

- 知財・無形資産の投資・活用の促進に向けて、企業価値向上に資する知財・無形資産の投資・活用に対して、投資家等からの評価を経営者に対して直接フィードバックしうる取組（表彰等）について検討を進める。また、「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の活用状況のモニタリング、活用事例の収集・共有、ロゴマークや標語の策定等の普及促進に向けた取組、知財・無形資産の開示の好事例の収集・共有を進める。（短期、中期）（内閣府、金融庁、経済産業省）
- 知財・無形資産を活かした経営の実践を我が国企業に浸透させるべく、2022年度以降企業に専門家を派遣することなどを通じて、経営における知財・無形資産の位置づけの可視化や戦略の構築、そのための体制構築を支援し、企業の持続的な価値創造や知財・無形資産への投資の開示の推進につなげる。（短期、中期）（経済産業省）
- 大企業によるスタートアップへの経営アセットの提供に向けた取組や、大学との共同研究成果の活用状況を含む大企業の知財活用状況の見える化などについて、開示やガバナンスを強化するため、2022年度内に「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」を改訂する。（短期）（内閣府、経済産業省）
- 企業との対話を通じ、知的財産・無形資産の投資・活用による企業価値向上を促すことについての投資家の役割を明確化するための方策を検討し、2022年度末までに結論を得る。（短期）（金融庁、内閣府）
- スタートアップや事業承継・事業再生局面等にある事業者等が、不動産等の有形資産や経営者保証、エクイティのみに依らず、資金調達ができる環境を整備するため、海外の制度・実務等も参考に、のれんや知的財産等の無形資産を含む事業全体を担保として金融機関から資金を調達できる制度について、利便性確保の方法や他の債権者の保護等に留意しつつ、早期制度化に向けた検討を行う。（短期、中期）（金融庁、内閣府、法務省、経済産業省）
- 企業等による気候変動リスクや機会に関する開示の要請を受け、グリーン・トランスフォーメーション（GX）関連技術を俯瞰できる技術区分表を国際特許分類と対応づけて作成し公表するとともに、これを用いて特許情報の分析を2022年度内に実施することを通じ、エビデンスデータベースでの開示を促進する。（短期、中期）（経済産業省）
- 知財を切り口とした事業性評価を通じて中小企業における知財活用を推進するため、「知財ビジネス評価書」作成のためのひな形及びガイドラインを提供するとともに、「知財ビジネス提案書」の作成支援を地域金融機関等に行うことで、中小企業が有する知財について有益な評価・分析を行い、金融機関による中小企業支援を促進する。（短期、中期）（経済産業省）
- 2021年4月に策定した「価値デザイン経営の普及に向けた基本指針」に基づき、大企業やスタートアップ・中小企業等へ経営デザインシートの活用を更に広げるなど、価値デザイン経営の普及実践エコシステムの構築に向けて取り組む。（短期、中期）（内閣府、金融庁、経済産業省）

■ フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）

I. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進

（2）付加価値創造とオープンイノベーション

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

（知的財産・標準活用戦略の推進）

・知的財産への投資等についての開示や取締役会による実効的な監督が盛り込まれた2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂を受けて策定された「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」（令和4年1月策定）の普及を図る。また、企業との対話を通じ知的財産・無形資産の投資・活用による企業価値向上を促すことについての投資家の役割を明確化するための方策を検討し、2022年度末までに結論を得る。

1. 知的財産推進計画2022について

2. 知財・無形資産ガバナンスガイドライン
の普及活動の状況

検討会委員・オブザーバーの方々による活動

主な対象者	日付	媒体、団体等	タイトル	検討会委員・オブザーバー
企業経営・IR・ 経営企画・法務・ ガバナンス	2022/1/28	日本取引所グループ (JPX)	JPX ESG Knowledge Hub, ESG情報開示に関する動向 (HPでの紹介)	東京証券取引所 オブザーバー
	2022/3/11	東大第62回比較法政シンポジウム	サステナビリティ・ガバナンスの最新動向と企業法上の諸論点 (コメンテーター)	武井委員
	2022/4/4	西村あさひ法律事務所	『新しい資本主義』時代の無形資産・知財戦略 – 目に見えないモノに価値がある (講演)	武井委員
	2022/4/27	ESG情報開示研究会	第18回勉強会「企業価値創造のための開示・ガバナンス改革 – 知財・無形資産ガバナンスの役割と展望」 (講演)	加賀谷座長
	2022/5/1	中央経済社 ビジネス法務	知財・無形資産の投資・活用における「開示」と「ガバナンス構築」のすすめ方 (執筆)	菊地委員
	2022/5/27	日本経済新聞 経済教室	無形資産投資 促進の条件 (上) 企業、価値創造の物語示せ (執筆)	加賀谷座長
企業知財等	2022/1/28	知財ガバナンス研究会/知財実務オンライン (共催)	知財・無形資産投資・活用戦略ガイドラインの実践法 (講演)	菊地委員
	2022/2/16	日本弁理士会	企業の競争力を高め価値を創造する知財ガバナンスへの取り組みについて (講演)	菊地委員
	2022/2/17	金沢工業大学大学院虎ノ門キャンパス	「内閣府/委員が最速で語る! 「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」と「知財KPI」そして「IPランドスケープ」の新たな意義 (講演)	杉光委員
	2022/3/2	SPEEDA	持続的成長を創る知財ガバナンス～無形資産戦略の本質と情報開示の実践～ (講演)	菊地委員
	2022/4/18	技術情報協会	知財ガバナンス体制の構築と情報開示、投資・活用戦略の進め方 (講演)	杉光委員・菊地委員
	2022/5/25	マークアイ	機関投資家はどのように投資判断をおこなうか ～知財を通じたCo-Creationへの期待～ (講演)	松原委員
	2022/5/25	アナクア	「知財・無形資産ガバナンス ガイドライン」の理解を深める～知財プロフェSSIONALに求められる"これからの知財"の扱い方 (講演)	菊地委員
	2022/6/3	PatentSight	投資家とのIP・無形資産コミュニケーション (講演)	菊地委員

内閣府知財事務局による活動（検討会委員のご協力によるものを含む）

主な対象者	日付	媒体、団体等	概要
投資家 (証券アナリスト等含む)	2022/4/14	三菱UFJモルガン&スタンレー証券	機関投資家・企業IR関係者向けの勉強会（講演）
	2022/4/19	スチュワードシップ研究会/機関投資家協働対話フォーラム（共催）	機関投資家向けの勉強会（講演）
	2022/4/25	日本証券アナリスト協会	証券アナリスト向けのセミナー（講演）
	2022/5/18	ジャパン・スチュワードシップ・イニシアティブ（JSI）	機関投資家向けの説明（講演）
企業経営・IR・ 経営企画・法務・ ガバナンス	2022/2/5 2022/2/15	商事法務研究会 旬刊商事法務	「知財・無形資産ガバナンスガイドラインVer 1.0」の解説（上）（下）（執筆）
	2022/3/11	東大第62回比較法政シンポジウム	企業ガバナンス・IR・法務関係者向けのシンポジウム（講演）
	2022/3/29	SESSAパートナーズ	企業IR関係者向けのセミナー（講演）
	2022/4/20	プロネクサス/SESSAパートナーズ（共催）	企業IR関係者向けのセミナー（講演）
	2022/4/27	ESG情報開示研究会	企業IR・ガバナンス関係者向けの勉強会（講演）
	2022/6/21	東京理科大MOT	企業経営企画関係者向けの講義・意見交換（講演）
企業知財等	2022/1/28	知財ガバナンス研究会/知財実務オンライン（共催）	企業知財関係者向けのセミナー（講演）
	2022/3/1	知的財産研究教育財団 IPジャーナル	「知財・無形資産ガバナンスガイドラインVer 1.0」の概要（執筆）
	2022/3/23	日本弁理士会	会員弁理士向けのセミナー（講演）
	2022/6/3	PatentSight	企業知財関係者等向けのパネルセッション（講演）
	2022/6/21	日本機械輸出組合	企業知財関係者向けのセミナー（講演）
	2022/6/23	企業研究会 知的財産戦略交流会議	企業知財関係者向けの意見交換会（講演）

第11回（6月27日）

- 知財・無形資産ガバナンスガイドラインを踏まえた取組
- 知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関する取組の好事例
- 知財・無形資産ガバナンスガイドラインの周知方策

第12回～（2022年度：月1回程度検討会開催）

- 知財・無形資産ガバナンスガイドライン改訂の検討
 - 知的財産・無形資産の投資・活用による企業価値向上を促すことについての投資家の役割の明確化の検討
- ⇒2022年度内にガイドライン改訂

各回において、適宜、委員や外部の方からの発表を予定しております。

本日議論をしていただきたいこと①

本日の事務局説明、プレゼンテーション等を踏まえ、以下の点についてご議論頂きたい。

(1) フォローアップ

- 知財・無形資産ガバナンスガイドライン公表後の企業・投資家の反応等について、ご意見をお伺いしたい。
- 知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関する取組の好事例があれば、ご教示いただきたい。
- ガイドライン公表後における企業の行動変容について、どのようにフォローアップすべきか。
例えば、今後、公表される各社の統合報告書を第三者が評価し、投資家と共有すること等が考えられるのではないか。また、企業が、社内の幅広い知財・無形資産を全社的に統合・把握・管理する体制の整備、知財・無形資産の投資・活用戦略の策定/実行/評価を取締役会がモニターするガバナンスの構築、投資家等への知財・無形資産投資活用戦略の「ロジック/ストーリー」としての説得的な説明等を行うようになっているのか、そうでないのであれば、その要因・過程を深掘りすることが必要ではないか。
- 投資家サイド、企業経営、企業IR・経営企画の関係者への更なる普及、民間の取組拡大に向け、どのような取組（表彰など）が考えられるか、ご意見をお伺いしたい。

(2) ガイドラインの改訂について

- 大企業によるスタートアップへの経営アセットの提供、大企業による知財活用状況の見える化に向け、知財・無形資産ガバナンスガイドラインをどのように改訂していくべきか、他に議論すべき点がないか、ご意見をお伺いしたい。

本日の事務局説明、プレゼンテーション等を踏まえ、以下の点についてご議論頂きたい。

(3) 投資家の役割の明確化

- 現状、改訂コーポレートガバナンス・コードに対する形式的なコンプライも見受けられる。企業との対話を通じ、知財・無形資産の投資・活用による企業価値向上を促すことについての投資家の役割を明確化するため、どのような方策があるか、ご意見をお伺いしたい。
 - ①企業側では、知財・無形資産の投資・活用戦略（例えば技術戦略とその競争優位性の説明等）について具体的な情報を提供しても投資家が理解・分析できないのではないかと投資家の評価能力への過小評価・投資家の開示に対する要求水準に対する不透明感があるのではないか。結果、戦略的な情報を開示したくないという現場の反対と投資家の評価を得て資金調達等経営環境を向上したいという経営側の関心のトレードオフを裁けない状況になっていないか。
 - ②この状況を打開するためにも、アクティブ投資家がどのような開示情報をどのように分析・評価するのか、という開示情報利用者側の情報活用に関する発信を強化して、両者の間の不透明感を払拭する必要は無いか。
 - ③投資家側で内製的に十分な情報分析・評価能力が不足している場合には、投資家による分析・評価を支援するのに資する外部の専門調査・コンサルティング会社等を活用していることを積極的に発信してはどうか。その場合、②と同様、外部専門調査・コンサルティング会社がどのような開示情報をどのように分析・評価するのか、といった情報を積極的に発信することが、企業側の有効な開示行動を促すことにつながるのではないか。投資家も外注先にそれを促すべきではないか。

本日の事務局説明、プレゼンテーション等を踏まえ、以下の点についてご議論頂きたい。

(3) 投資家の役割の明確化 (つづき)

- ④個々の会社の特有の戦略分析に十分なリソースを割けないパッシブ運用の投資家も興味を持ちやすい社会課題解決の事業化に資する知財・無形資産の投資・活用状況を把握できる業界横断的な横比較に資する具体的な着眼点の設定、社会課題解決に関する指標と知財・無形資産との関係の見える化、その他業種毎の横比較可能な評価方法の設定などにより、投資先企業との建設的な対話を深める方策
- ⑤知財・無形資産の投資・活用戦略のガバナンス状況を議決権行使へ反映させる方策
- ⑥その他の方策

(4) ロゴマークと標語

- 知財・無形資産ガバナンスガイドラインのロゴマークと標語について、ご意見をお伺いしたい。